広島市告示（安佐北区）第１１１号

令 和 ８ 年 １ ０ 月 １ 日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和８年１０月１日から令和８年１０月１５日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　　松 井　　一 實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員(m)	敷地の延長(m)
市道	安佐北２区７１０号線	安佐北区深川四丁目２５１４番４地先から安佐北区深川四丁目２５２２番３地先まで	旧	４．５０～６．００	６７．５０
			新	４．５０～１０．８０	
市道	安佐北２区７１０号線	安佐北区深川四丁目２５６４番２地先から安佐北区深川四丁目２５９３番２地先まで	旧	２．４０～３．５０	７６．００
			新	４．００～８．５０	